東京都中小企業データベース運営支援事業補助金交付要綱

（通　則）

第１条　東京都中小企業データベース運営支援事業補助金（以下「補助金」という）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付の目的）

第２条　この補助金は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「補助事業者」という。）が、企業情報、受発注情報、施策情報等を提供する中小企業データベースを運営し、中小企業への情報提供の効率化と中小企業の情報収集における利便性の向上を図ることを目的とする。

（補助金交付対象事業の内容等）

第３条　補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助事業に要する経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１の補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金の交付決定を行い、様式第２の通知書を補助事業者に交付するものとする。

（申請の撤回）

第６条　補助事業者は、前条の規定に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付の申請を撤回することができる。

２　補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の交付の申請を撤回する場合については、前条の通知書が交付された日から１４日以内に様式第３の届出書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更等）

第７条　補助事業者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ様式第４の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合。ただし各配分額のいずれか低い額の２０パーセントを超えない流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとする場合

２　知事は、前項の承認をするときは、必要に応じ、補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）
第８条　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由（中止しようとする場合は再開の見通しを含む。）を記載した様式第５の申請書を知事に提出して、あらかじめその承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）
第９条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第６の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）
第１０条　毎四半期終了日現在の補助事業の遂行状況を様式第７による報告書により、その日の経過後１５日以内に知事に報告しなければならない。

（実績報告）
第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したとき、（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は会計年度が終了したときは、速やかに様式第８の報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）
第１２条　補助金の支払は、東京都会計事務規則（昭和３９年東京都規則第８８号。以下　「会計規則」という。）第８３条第１項第４号により概算払とし、補助事業者からの請求に基づいて支払うものとする。
２　補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の支払を受けようとする場合は、様式第９の請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第１３条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第１０により速やかに知事に報告しなければならない。
２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（補助金の額の確定）
第１４条　知事は、第１１条の規定による報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（補助金の精算）
第１５条　補助事業者は、当該概算払に基づく精算を会計規則第８３条第２項により、速やかに様式第１１の精算書により知事に提出しなければならない。

（是正のための措置）
第１６条　知事は、第１４条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

（交付決定の取消し）
第１７条　知事は、第８条の補助事業の廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）補助事業者が法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
（２）補助事業者が補助金を補助事業以外に使用した場合
（３）補助事業者が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
２　前項の規定は、第１４条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）
第１８条　知事は、前条の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
２　知事は、第１４条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）
第１９条　第１７条の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付し場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
２　知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
３　前２項の規定に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）
第２０条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）
第２１条　第１９条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助事業の経理等）
第２２条　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておか

なければならない

（補助事業の経理等）
第２３条　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（財産処分の制限）
第２４条　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用を増加した財産を、この補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が別に定める耐用年数を経過している場合はこの限りでない。

（申請書等の提出部数）
第２５条　この要綱に定める書類の提出部数は、１部とする。

附　　則
この要綱は、平成１４年４月１日から施行し、同日から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２３年４月１日から改正する。

附　　則
この要綱は、平成２６年４月１日から改正する。

附　　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

別　表　　補助金交付対象事業の内容等

補助金の交付の対象となる事業			
補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が運営する中小企業データベースの次に掲げる業務で必要かつ適当と認めるものについて、下記経費区分に掲げる経費を交付する。 1　データベースの運営・管理 2　情報の収集・登録・提供 3　マニュアルの作成 4　ＰＲ用パンフレットの作成 5　操作説明会の開催 6　その他データベースの運営に係る業務			
補助事業に要する経費の区分			
区　分		経費明細	補助率
中小企業ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ運営支援事業			
	事業費	旅費交通費、役務費、委託料、一般需用費（会議費、消耗品費、印刷製本費等）、使用料及賃借料（家賃を除く）、備品購入費、その他準ずる経費	１０分の１０以内